

重要!! 古物商の皆様へ

買取時の相手方の確認義務について

規則が変わります!



総額1万円未満の取引の場合、原則として相手方の確認義務と帳簿等への記載義務が免除されますが、

- ・自動二輪車・原付（部分品を含む）
- ・家庭用ゲームソフト
- ・光学的方法により音楽または映像を記録した物（CD、DVD等）
- ・書籍

は、1万円未満であっても、買取時の相手方の確認と帳簿等への記載義務があります。

これに加え
令和7年10月1日から

上記物品の他に

- ・エアコンの室外ユニット
- ・電気温水器のヒートポンプ
- ・電線
- ・金属製のグレーチング



グレーチング（側溝のふた）

も、取引額にかかわらず相手方の確認と帳簿等への記載が必要となります。

規則改正の背景には、金属製品の盗難被害急増があります。
古物商の義務を徹底し、盗難品の古物取引市場への流入を防止しましょう！
不審に思ったら、迷わず警察に通報してください。

群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課